熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
99	撤去したマンホール蓋（受枠を含む）のスクラップ控除の取扱い	設計書（金なし）日常的維持修繕業務 人孔改良工・調整有り／調整無しの単価表（蓋(受枠とも)及び調整ｺﾝｸﾘｰﾄﾌﾞﾛｯｸ撤去工 下水標準 第1巻 P71（単89号）、蓋撤去工（受枠とも）（単92号））／単価表（基礎単価）処分費「ｽｸﾗｯﾌﾟ 鋳くず 鉄蓋・鋳鉄管 買取価格 工場持込」	設計書（金なし）の人孔改良工・調整有り及び調整無しでは、撤去したマンホール蓋（受枠を含む）のスクラップ控除が計上されていません。一方、単価表（基礎単価）には処分費「スクラップ 鋳くず 鉄蓋・鋳鉄管 買取価格 工場持込」が設けられています。撤去した蓋の取扱いは、次のいずれと解すればよろしいでしょうか。 ①本市へ引き渡すため、控除は計上しない（引渡し場所もご教示ください）。 ②受注者が引き取り処分し、売却分は人孔改良工の合意単価の中で見込む（別項目は設けない）。 ③受注者が引き取り処分し、基礎単価のスクラップ単価を用いて別項目で控除する（この場合、合意単価は控除額として記入するのでしょうか）。	③となり、合意単価については、お見込みのとおりです。	11月17日
100	別紙5の基準時点の指標値（労務単価・技術者単価）の取り方	基本契約書（案）別紙5 第9条第3項・別表1／入札説明書 19 日程／第5回質問回答No.110／第7回質問回答No.37	【背景】 別紙5 第9条第3項は、基準時点の指標値を「契約締結日の属する月の公表値」と定めています。別表1の指標のうち、公共工事設計労務単価と設計業務委託等技術者単価は年に1回の改定で、毎年2月ごろに公表され、3月から適用されます（令和8年は2月17日に公表、3月から適用）。 契約締結は、入札説明書19で令和9年2月の予定とされていますが、日程は予定であり変更もありうると記載されています。このため、契約締結日が2月中か3月以降かによって、この2つの指標の「契約締結日の属する月の公表値」が、令和8年3月適用の値になるのか、令和9年3月適用の値になるのかが変わりえます。契約締結日が確定していない入札の時点では、基準となる単価水準が分からず、条文だけでは判断できません。 【質問】 (1) 労務単価と技術者単価の「契約締結日の属する月の公表値」は、契約締結日が令和9年2月中の場合と、3月以降の場合とで、それぞれどの年度の適用値になるのでしょうか。 (2) 労務単価と技術者単価については、契約締結日にかかわらず、基準時点の指標値を「予定価格の積算に用いた単価（令和8年3月適用の値）」としていただくことはできないでしょうか。理由は次のとおりです。 ア 予定価格の単価は「入札公告時点で適用されている最新の単価」とされています（第5回No.110）。当方の入札価格も、この単価水準を前提に積算します。基準を予定価格の積算に用いた単価にすれば、予定価格・入札価格・スライドの基準が同じ単価水準でそろいます。 イ 基準を契約締結日の属する月の公表値とすると、契約直前に公表された新しい単価が基準に取り込まれる場合があります。その場合、令和9年度の改定分はスライドの対象になりません。予定価格の積算時点（令和8年3月適用）から、請求が可能になる契約後12か月までの約2年間、賃金の改定が一度も反映されないことになります。 ウ 契約締結日が確定しておらず、その日が数日ずれるだけで基準が1年分変わりうるため、入札時点では基準の単価水準を見込めません。 エ 本質問は、第7回No.37のように、基準時点を入札公告日に前倒しすることをお願いするものではありません。契約締結日の属する月を基準とする定めはそのままで、年1回改定の指標（労務単価・技術者単価）に限り、予定価格の積算に用いた単価を基準とすることをお願いするものです。	（１）別紙5第9条第3項に規定する基準時点の指標値は、契約締結日の属する月に公表されている指標値を適用します。したがって、契約締結日が2月の場合は2月時点の公表値、3月時点の場合は3月時点の公表値を適用します。 （２）基準時点の指標値については、基本契約書（案）に定めるとおりとし、労務単価及び技術者単価のみを対象として、予定価格の積算に用いた単価を基準値とする取扱いへの変更は行いません。 本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、事業者は技術提案、要求水準書及び契約関係書類等に基づき、履行に必要な費用を適切に見込んだうえで入札価格に反映してください。 念のため申し添えると、各単価は、本市が指定するのではなく、令和9年4月1日の履行開始を想定し、事業者にて必要な費用を適切に見込むことが可能となっております。	11月17日
101	別紙5の基準時点・請求時点の指標値（月次公表の指標）の取り方	基本契約書（案）別紙5 第9条第3項・第4項、別表1	【背景】 別表1の建設工事費デフレーターや物価指数は、対象月の数か月後に公表されます。そのため、別紙5 第9条第3項の「契約締結日の属する月の公表値」には、次の2通りの読み方があります。 ① 契約締結月に公表された最新の値（対象月は2～3か月前） ② 契約締結月を対象月とする値 【質問】 (1) 基準時点の指標値は、①と②のどちらでしょうか。 (2) 請求時点の指標値（第9条第4項「変更請求の日の属する月において直近に公表された値」）も、基準時点と同じ取り方で比較する理解でよろしいでしょうか。両者の取り方が異なると、変更率に公表の遅れによるずれが入ってしまうため、確認するものです。	（１）①となります。 （２）①と同様の取り扱いを行います。	11月17日

熊本市下水道管路施設（中央区・東区）における包括的管理業務委託（第26－901号）（水の官民連携レベル3.5）に関する質問への回答

No.	項目	関連資料	質問内容	回答内容	回答日
102	予定価格の単価の適用年月（設計書の「単価適用世代」「機損適用世代」の意味）	設計書（金なし）各業務設計書・基礎単価設計書の3ページ（設計条件）／第5回質問回答No.110／再公告の公告文	【背景】 第5回No.110で、予定価格の単価は「入札公告時点で適用されている最新の単価」と回答されました。再公告（令和8年11月2日）でも、設計書・単価表は当初公告（令和8年9月24日）から変更されていません。 設計書（金なし）の3ページ（設計条件）には、次の記載があります。 ・単価適用世代：令和08年07月 公共 ・単価地区：熊本市（旧熊本市） ・機損適用世代：令和07年09月 公共 ・歩掛適用世代：令和08年04月 公共、令和07年09月 下水道委託、令和08年04月 下水道 これらが何を指すのかは、設計書や要求水準書に説明がありません。入札価格を予定価格と同じ前提で積算するため、確認するものです。 【質問】 (1)「単価適用世代 令和08年07月」は、物価資料（建設物価、積算資料、土木コスト情報、土木施工単価）のどの号の掲載価格に当たるのでしょうか（例：令和8年7月号）。また、労務単価は、令和8年3月適用の公共工事設計労務単価と理解してよろしいでしょうか。 (2)「機損適用世代 令和07年09月」は、建設機械等損料表のどの版（令和7年度版か令和8年度版か）に当たるのでしょうか。 (3) 予定価格の単価の適用年月は、当初公告時点のままと理解してよろしいでしょうか。再公告時点（11月2日）の最新単価で見直された項目がある場合は、見直した項目と適用年月をお示しください。	（1）（2）以下の公表資料よりご確認ください。 【熊本市上下水道資材等単価表】 https://www.kumamoto-waterworks.jp/waterworks_article/29644/ 【熊本市上下水道局発注の土木工事における設計積算に用いる積算基準】 https://www.kumamoto-waterworks.jp/waterworks_article/29258/ （3）再公告については、公告期間を延長したものであり、設計内容等を見直した項目はありません。公告資料のとおりです。 本業務は、性能発注を原則とした総価契約単価合意方式を採用しており、設計書は、事業者にて単価や総価を算出するための参考資料です。 念のため申し添えると、本入札において、入札価格と予定価格を同一の前提（労務単価、損料、適用世代等）で積算することを求めているものではなく、技術提案及び要求水準書に定める業務内容を履行するために必要となる費用を事業者で適切に見込み、入札価格に反映してください。	11月17日